

【後期第5問】

[小問1]

甲は東京都八王子市にて、父 A と同居していた。甲は独身で会社に勤務していたものの、その給与は低く、生活は苦しかった。そこで資産家であった A は甲に対して、A 名義のクレジットカード(以下、「本件クレジットカード」)を渡し、自由に使用することを承諾していた。しかし、今までに甲が本件クレジットカードを使用したことはなかった。

平成 26 年 10 月 3 日、甲は車を運転していたがガソリンの残りが少なくなっていたため、ガソリンスタンドに寄ることにした。しかし甲は手持ちのお金がほとんどなかった。そこで甲は本件クレジットカードを使用することにし、近くにあるクレジットカード加盟店のガソリンスタンドにて本件クレジットカードを店員の B に提示した。B は甲が A 本人であると誤信し、ハイオクガソリン合計 104.9 リットル(販売価格合計 1 万 4581 円)を給油した。

[小問2]

乙は現在無職で多額の借金を抱えており、乙名義の銀行口座は 2000 円ほどしか入っていないかった。

平成 26 年 10 月 4 日、乙は自己の口座にほとんど金銭が入っていないことを秘したまま、クレジットカード加盟店の飲食店 X にて自己名義のクレジットカードを使用して、合計 7546 円分のサービスを受けた。

甲、乙の罪責を論ぜよ。